

委員会の審査から、予算特別委員会の審査から、議会トピックス①・②

委員会の審査から

議案や皆さんから提出された請願・陳情は、原則として所管の常任委員会等で審査を行います。ここでは、今定例会における各委員会での主な審査内容についてお知らせします。

企画総務委員会

「手数料条例の一部を改正する条例」

【説明】証明等交付手数料のうち、都市計画に関する証明について、⑦都市計画道路、用途地域、高度地区又は防火地域に関する証明

①生産緑地、都市計画公園又は地区計画に関する証明、②納税猶予の特例適用の農地又は採草放牧地に関する証明の3つに分けて手数料金額を設定するもの。使用料・手数料等の適正化に関する基本方針に基づき、⑦

の証明については1件当たりの手数料を2千円に改め、①・②の証明については1件当たり300円に据え置くものである。

【主な質疑】問 証明書はどのような方がどのような目的で申請されるのか。

答 ⑦都市計画道路、用途地域、高度地区又は防火地域に関する証明は、主に建築確認の申請や土地売買等に伴う調査に使われるもの。

①生産緑地、都市計画公園又は地区計画に関する証明は、主に建物の建築や土地利用転換の検討等に伴う土地利用調査などに用いられるもの。②納税猶予の特例適用の農地又は採草放牧地に関する証明は、申請地の相続税又は贈与税に係る納税猶予の適用を受ける場合に必要となる書面で、い

れも主に設計事務所や不動産業者の方が申請されるものである。

問 ⑦都市計画道路、用途地域、高度地区又は防火地域に関する証明の手数料の根拠は。

答 申請地内の都市計画道路の位置、用途地域などに係る参考資料を確認して作成するもので、参考資料だけで確認できない場合は現地調査、測量を行う。職員が実際に現地を確認して証明を作成した場合の所要時間はおおむね100分程度と、非常に手間のかかる証明で、証明発行に係る原価計算を行うと6千400円程度となる。

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針では、原価計算結果と条例で定める金額の乖離率が1・5倍を超える場合は、原則として料金を見直しを検討することとしており、都内の特定行政庁で本市と同じように現地測量を行っている調布市の手数料を参考に2千円とした。

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

選定に関する規定に合致すると判断し、引き続き特命随意契約により再指定を行うものである。選定に当たっては、庁内組織による地域型交流施設指定管理検討会を設置し選考した。

【主な質疑】問 指定管理者の事務所の所在地が施設と同じ住所だが、問題はないか。

答 東伏見コミュニティセンターの管理運営をするために組織された団体であり、問題はないと認識している。

問 災害時、指定管理者に要請することは何か。

答 利用の取り消しの連絡、避難所に切りかわるときの引き継ぎ、通常の開館に戻るときの引き継ぎなどを想定している。

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決



東伏見コミュニティセンター

建設環境委員会

「市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例」

【説明】平成31年4月に施行された道路構造令の改正に伴い、規定を整備するもの。自転車等を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として、「自転車通行帯」に関する規定が新たに設けられた。

【主な質疑】問 現在、市道の中で自転車通行帯がある箇所は。

【結果】賛成多数で可決

【結果】賛成多数で可決

答 平成24年度に整備された田無駅北口に位置する市道120号線の農協前通りである。今後、市道の中で積極的に自転車通行帯をつくっていく考えはあるか。

答 設置については、交通規制を伴うので慎重に判断していく必要がある。

問 市道120号線には設置していくのか。

答 現地の実情に応じた設置を検討する。

問 本市の場合、自転車通行帯を設置する課題として幅員があるが、ほかに何かあるか。

答 現地の状況などで設置の判断をすることになる。どのように判断するかが課題である。

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

【結果】賛成全員で可決

予算特別委員会の審査から

令和元年度補正予算の主な審査内容をお知らせします。

◇質問の詳細は会議録に掲載しています。「会議録の公開予定」は10面をご覧ください。

【結果】賛成多数で可決

【結果】賛成多数で可決

【結果】賛成多数で可決

【結果】賛成多数で可決

【結果】賛成多数で可決

【結果】賛成多数で可決

議会トピックス②

市議会に要望(請願や陳情)を提出するにはどうしたらいいの?

請願・陳情とは、市政に対する要望等を文書で市議会に提出する制度です。請願は、市議会議員1人以上の紹介が必要です。提出された請願は、所管の委員会に付託し審査され、最終的に本会議で採択・不採択が決まります。採択された請願は市長等に送付します。議員の紹介がないものは陳情となります。議会運営委員会での話し合いの上、承認されたものは請願と同じように取り扱われます。

請願・陳情はいつでも受け付けますが、直近の定例会で議決を求めるためには、各定例会初日の5日前まで(土・日、祝日を除く。)にご提出ください。また、定例会の最終日の2日前までに提出されたものは、最終日に上程され、閉会中に審査が行われることとなります。

請願(陳情)の書式例

表紙	本文
〇〇〇〇に関する請願	〇〇〇〇に関する請願(陳情)
紹介議員 議員氏名 議員氏名 議員氏名 議員氏名 議員氏名	請願(陳情)事項 1 2 趣旨(理由) 年 月 日 郵便番号 住所 市 町 丁目 番 号 氏名 電話 西東京市議会議員 様
※陳情の場合は、この用紙は必要ありません。	

議会トピックス①

市議会の流れ

市議会定例会の一般的な流れをご紹介します。定例会は、田無庁舎において毎年4回(3月、6月、9月、12月)開催されます。特定の案件について必要がある場合には臨時会が招集されます。市議会が取り扱う議案等は数も多く、内容も幅広いことから、本会議だけでは限られた会期(議会の開催期間)の中で十分な審議を尽くすことができません。そこで、専門的・能率的に審査を行うために「委員会」を設置しています。委員会には、常設の「常任委員会」(企画総務、文教厚生、建設環境)と、議会の運営に関することを協議する「議会運営委員会」、必要に応じて設置する「特別委員会」(予算・決算を審査する予算特別委員会・決算特別委員会や市の重要事項を専門に審査する特別委員会)があります。委員会で審査したものは本会議に報告され、その多数決で最終的な市又は議会の意思を決定します。

